

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、やりがいをもって働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間

2 内容

目標 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知、情報提供を行う。

<対策>

- ・令和5年1月 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- ・令和5年6月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討
- ・令和6年1月 パンフレット配布、ポスター掲示等により社員に周知を図る
- ・令和7年1月 社員に再度周知を図る